

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月18日
【会社名】	株式会社コネクトホールディングス (新会社名 株式会社ジー・スリーホールディングス)
【英訳名】	Connect Holdings Corp. (新英訳名 G Three Holdings CORPORATION) (注)平成28年1月5日開催予定の第5期定時株主総会の決議により、承認可決された場合、平成28年1月5日から会社名を上記のとおり変更いたします。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長倉 統己
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区南麻布二丁目10番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長倉統己は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成27年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

当社は、平成27年8月に当社100%子会社である株式会社エコ・ボンズが行った太陽光発電用地の所有権及び地位の売却に関して、取引対象不動産が元所有者から販売先を通じて元所有者に所有権移転している外観が確認されたことから、取引経緯に疑義が存在するとして、当該取引の適正・妥当な会計処理を行うために調査分析することが必要であると判断し、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を行いました。

第三者委員会は、平成27年8月期に係る、株式会社エコ・ボンズにおける売上予定取引の全てについて調査を実施し、調査の結果、株式会社エコ・ボンズにて売上計上を予定していた営業取引については、平成27年8月期において収益が実現したと客観的にみなすことは困難であり、前受金として会計処理することが妥当であるもの、取引の実態をあらゆるため、会計処理を売上高および売上原価の総額計上とはせず、マージン相当額の純額を売上高とすることが妥当であるもの、および取引が完了したと考える事が困難であり、仮勘定にて処理を行うべきもの等からなることが判明いたしました。

当社は、当該調査結果を受けて会計処理の再検討を行い、平成27年8月期における株式会社エコ・ボンズにおける営業取引については、当該第三者委員会の指摘に基づき、それぞれ適切であると考えられる会計処理へと変更しております。また、当該再検討の結果、平成27年8月期第3四半期に係る営業取引の一部についても会計処理の訂正が必要となったため、平成27年8月期第3四半期に係る四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

第三者委員会の調査報告書を基に、こうした事態を招いた原因を分析・評価した結果、取締役会の機能不全、監査役会の著しい形骸化、大株主や重要な取引先との利害関係を有する者に偏った役員構成、といったコーポレートガバナンスの機能不全、規定と異なる決裁権限の運用、十分に業務が分掌されず独断専行を許し得る組織形態、契約締結・履行の各段階における管理の不徹底、といった社内管理体制における整備・運用上の不備、及び内部監査部門の体制が不十分であったことや、監査役監査がほとんど機能していなかったこと、といった事後的な監視体制の不備、などの問題があったものと認識しております。これらの全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実の特定は当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会の調査報告書において指摘された問題点を厳粛に受け止め、今後の不明瞭な取引の再発防止、及び当社のコーポレートガバナンスの回復のために、平成27年11月2日付で経営改革委員会を設置しており、再発防止策の策定、コーポレートガバナンス・コード(CGコード)の検討及び実施等を通じて、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

#### 1. コーポレートガバナンスの回復

- (1) 役員選任手続きの見直し
- (2) 役員構成の見直し
- (3) 経営の監督と業務の執行の分離
- (4) 取締役会の審議の活性化  
審議の活性化を図る会議運営
  - a. 取締役会の資料は会日に先立ち配布する
  - b. 取締役会の資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供する
  - c. 年間の取締役会スケジュールや予想される審議事項について決定しておく
  - d. 審議項目数や開催頻度を適切に設定する
  - e. 審議時間を十分に確保する

書面決議を多用せず、取締役会を現実に開催することを大原則とする

- (5) 監査役会の活性化
- (6) 役員のトレーニング

#### 2. 内部統制システムの再構築

- (1) 諸規程及びルールの見直しの実施
- (2) 関連当事者が否かのチェックの徹底
- (3) 契約締結プロセスの適正化
- (4) 内部監査及び法務部門の強化
- (5) 内部通報制度の充実
- (6) IT管理の徹底

#### 3. 株式会社エコ・ボンズにおけるビジネスの再検討

- (1) ビジネスモデルに関する検討の余地
- (2) ビジネス拠点の見直し

上記は正措置の一部として、役員選任手続きの見直し、取締役会審議の活性化等の対応策についてはすでに実行に着手しております。

#### 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

#### 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。